

9 身体障害者補助犬

身体障害者補助犬とは、「目の不自由な人を導く盲導犬」「体の不自由な人の身の回りの世話をする介助犬」「耳に障害のある人を導く聴導犬」の3種類をさします。

国や自治体が管理する施設のほか、電車、バスなどの公共交通機関、ホテルやレストラン、デパートなど不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用ができます。

なお、一定規模以上の民間企業は、勤務する身体障害者の補助犬使用の受入れが義務づけられています。

また、海外から来日される補助犬使用者についても、日本の補助犬認定団体より、「期間限定証明書」が発行された際は、日本の補助犬と同様の対応となります。

○補助犬の貸与

障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬を貸与しています。

○相談窓口の設置

補助犬使用者や施設等からの補助犬に関するトラブルの相談窓口が、県及び宇都宮市に設置されています。

・県の相談窓口

栃木県障害者権利擁護センター（TEL.028-623-3139、FAX.028-623-3052）

・宇都宮市の相談窓口

宇都宮市障がい福祉課（TEL.028-632-2353、FAX.028-636-0398）

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当（TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052）

市福祉事務所又は町役場（P116、118）